

・ 申込方法

- ①申し込みの際に、対象住宅となるかどうかを確認させていただきますので、住宅の建築年度や構造などを調べておいてください。
- ②申込書類は役場建設課にあります。必要書類を揃えて、ご記入の上申し込んでください。

・ 木造住宅の耐震診断募集に関する窓口・問い合わせ先

牟岐町役場 建設課 72-3418

* 申込の際には、平成12年5月31日以前に着工したことを証明する資料（建築確認書の写し等）を提出いただくか、課税台帳等の閲覧について同意していただくことになります。

・ ご案内

徳島県と県建築士会が出版した住宅リフォームをPRする冊子とDVD「Re」を無料配布しています。建築用語の解説や耐震診断・耐震補強に関する公的補助の紹介等、参考資料として分かりやすく編集されているので、興味のある方は役場建設課まで取りにお越しください。

木造住宅耐震改修について

耐震改修支援事業では、耐震改修工事を行う場合に、その経費の一部を徳島県及び町が補助します。

1. 対象住宅

上記の耐震診断を実施し、「倒壊の可能性が高い」（評点が0.7未満）と判定された住宅

2. 対象工事

「徳島県木造住宅耐震改修施工者等」として徳島県に登録したものが施工し、補助金の交付決定後に着手、平成27年2月末までに完了するもの

3. 補助金額

最大90万円（税込工事費の2/3）の補助金が受けられます。また、補助金と併せて、住宅の耐震改修促進税制（所得税の特別控除制度や固定資産税の減額措置）も受けられます。

木造住宅耐震リフォームについて

住まいの安全・安心なリフォーム支援事業では、「簡易な耐震化」と「リフォーム」を行う場合に、その経費の一部を徳島県及び町が補助します。

1. 対象住宅

上記の耐震診断を実施し、「倒壊の可能性がある」（評点が1.0未満）と判定された住宅

2. 対象工事

簡易な耐震化（家具の固定、簡易な耐震又は耐震ベッド、ブロック塀等の撤去など）と併せて行うリフォームで県内の建設業者等が施工し、補助金の交付決定後に着手、平成27年2月末までに完了するもの

3. 補助金額

県から最大40万円（税込工事費の1/2）。

さらに町内業者が施工する場合に限り、町から最大10万円（税込工事費の1/4）を上乗せ補助します。

問い合わせ先

県庁住宅課（TEL:088-621-2598）

又は、牟岐町役場建設課（TEL:72-3418）

